

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく「 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」（NPE）の第二種特定化学物質への指定等に係るスケジュール案について（報告）

令和5年1月17日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく「 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」（NPE）の第二種特定化学物質への指定等について、3省合同会合^{※1}での審議を行った上で、施行は令和6年夏以降になる見込みである。

○今後の予定

＜NPEの第二種特定化学物質への指定、リスク削減に向けた措置＞

（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和5年1月	3省合同会合 ^{※1} におけるNPEのリスク評価書のとりまとめ
令和5年春	NPE使用製品に係る調査
令和5年7月	3省合同会合 ^{※1} におけるリスク削減に向けた措置に係る審議
令和5年秋以降	TBT通報 ^{※2} 、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和5年冬以降	改正政令公布
令和6年夏以降	施行

※1 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

※2 世界貿易機関（WTO）の貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）に基づき、WTO事務局に本件を通報しWTO加盟国から意見を受付